

指名停止等措置に係る苦情申立て回答の概要

1. 苦情申立て業者名等

業 者 名	住 所
久保建設株式会社	高知県高知市春野町東諸木2669

2. 苦情申立て年月日

平成30年4月24日

3. 苦情申立ての内容

別紙1のとおり

4. 苦情申立ての回答内容

上記苦情申立ての回答については、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成18年3月31日付け国地契第150号）第5により、別紙2のとおり回答した。

【指名停止等措置に係る苦情処理手続要領 第5】

（苦情申立てに対する回答）

第5 部局長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061（代）

（定時以降は 087-811-8304）

○ 総務部経理調達課長 中野 靖 久（内線 6311）

○ 総務部契約管理官 金 本 真 司（内線 6331）

総務部契約課長 池 本 雄 一（内線 2511）

苦情申立書

平成 30 年 4 月 24 日

国土交通省四国地方整備局長 平井 秀輝 殿

(申立者)

住所 高知県高知市春野町東諸木 2660
商号又は名称 久保建設株式会社
代表者氏名 代表取締役 川崎 眞一郎

平成 30 年 4 月 20 日付け、国四整契第 13 号、国四整経調第 30 号の指名停止について、指名停止等措置に係る苦情処理手続要領に基づき、下記のとおり申し立てます。

記

1. 申立てに係る措置

平成 30 年 4 月 20 日から平成 30 年 7 月 19 日 3 ヶ月の指名停止の期間の短縮減免の要望

2. 申立ての趣旨及び理由

平成 30 年 3 月 30 日に契約した工事名㊸「高知港海岸湾口地区堤防（改良）工事（その 2）」の開札日時が平成 30 年 3 月 26 日 11 時 5 分、指名停止となった工事名㊹「平成 29 年度 高知港三里地区防波堤（東第一）工事（その（4）」の開札日時が平成 30 年 3 月 26 日 14 時 3 分と、開札日時には約 3 時間の余裕間合いがあるにもかかわらず、落札者決定通知書が到着した時間は、㊸が平成 30 年 3 月 28 日 15 時 2 分、㊹が平成 30 年 3 月 28 日 15 時 22 分と時間差が僅か 20 分しかなく、辞退届を出すにも時間的余裕がありませんでした。平成 30 年 3 月 28 日 16 時に私が、高知港湾・空港整備事務所の契約担当の 〇〇〇 さんに電話をしてから役所側が配置予定技術者の事がわかっていないと判明しました。したがって、時間差 20 分以内に辞退届の対応ができていない久保建設（株）が全面的に悪いとされることには納得できません。

港湾サイドにも旧建設省サイドと同様のチェック体制があつて、競争参加資格確認資料で入札参加者の各社の配置予定技術者の把握をしていれば、この事態は起こらなかったと思ひ残念です。平成 26 年度での入札では、港湾入札担当者は、入札参加者（社）の配置予定技術者を理解した、旧建設省サイドと同様の対応をしていました。

入札説明書は、今回も平成 26 年度も変わらない内容です。



コンプライアンスの話をお聞きしましたが、コンプライアンス等で役所の入札対応が変わっていただければ、周知していただかないと、当社は対応できません。

今回の指名停止の基本的理由が、④工事を落札した後に⑤工事の辞退をしていないことが、指名停止措置要領に定める「不誠実な行為」に当たると判断したとなっているが、僅か20分間に辞退届の対応をしていないことからの、今回指名停止の内容は当社としては受け入れ難いものです。

指名停止措置要領別表第2の不誠実な行為に当たるとして、一定期間指名停止措置を受ける場合、かかる処分の影響の重大性に鑑みれば、辞退届を提出するための合理的な時間が確保されていることが必要です。

以上

久保建設(株)

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2018年3月28日水曜日 15:23
宛先: [REDACTED]
件名: ◇落札者決定通知書到着のお知らせ

落札者決定通知書が到着したのでお知らせ致します。
電子入札システムにて通知書を確認してください。

調達案件番号: [REDACTED]
調達案件名称: 高知港三里地区防波堤(東第一)工事(その(4))
入札方式名称: 一般競争入札(同時提出型)
調達機関名称: 国土交通省地方整備局
部局名: 四国地方整備局
事務所名: 高知港湾・空港整備事務所

貴社企業ID: [REDACTED]
貴社登録名称: 久保建設株式会社

落札者決定通知書 発行日時 : 平成 30 年 03 月 28 日 15 時 22 分

国土交通省電子入札システム

E-mail : [REDACTED]
ヘルプデスク E-mail : [REDACTED]
ヘルプデスク URL : [REDACTED]

久保建設(株)

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2018年3月28日水曜日 15:03
宛先: [REDACTED]
件名: ◇落札者決定通知書到着のお知らせ

落札者決定通知書が到着したのでお知らせ致します。
電子入札システムにて通知書を確認してください。

調達案件番号: [REDACTED]
調達案件名称: 高知港海岸湾口地区堤防(改良)工事(その(2))
入札方式名称: 一般競争入札(標準型)
調達機関名称: 国土交通省地方整備局
部局名: 四国地方整備局
事務所名: 高知港湾・空港整備事務所

貴社企業ID: [REDACTED]
貴社登録名称: 久保建設株式会社

落札者決定通知書 発行日時 : 平成 30 年 03 月 28 日 15 時 02 分

国土交通省電子入札システム

E-mail: [REDACTED]
ヘルプデスク E-mail: [REDACTED]
ヘルプデスク URL: [REDACTED]

平成30年03月28日

企業ID [REDACTED]
企業名称 久保建設株式会社
氏名 川崎 真一郎 殿

分任支出負担行為担当官
四国地方整備局
高知港湾・空港整備事務所長
高阪 雄一

落札者決定通知書

下記の案件について、下記の者が落札した旨通知致します。

記

調達案件番号 [REDACTED]
調達案件名称 高知港三里地区防波堤(東第一)工事(その(4))
開札日時 平成30年03月26日 14時03分
落札企業名称 久保建設株式会社
落札金額 [REDACTED]
総合評価項目名称 配置予定技術者の評価等
評価値 [REDACTED]

平成30年03月28日

企業ID [REDACTED]
企業名称 久保建設株式会社
氏名 川崎 眞一郎 殿

分任支出負担行為担当官
四国地方整備局
高知港湾・空港整備事務所長
高阪 雄一

落札者決定通知書

下記の案件について、下記の者が落札した旨通知致します。

記

調達案件番号 [REDACTED]
調達案件名称 高知港海岸湾口地区堤防(改良)工事(その(2))
開札日時 平成30年03月26日 11時05分
落札企業名称 久保建設株式会社
落札金額 [REDACTED]
総合評価項目名称 配置予定技術者の評価等
評価値 [REDACTED]

国四整契第29号
国四整経調第75号
平成30年5月14日

高知県高知市春野町東諸木 2669
久保建設株式会社
代表取締役 川崎 眞一郎 殿

国土交通省
四国地方整備局

指名停止措置に係る苦情申立て（回答）

「指名停止措置に係る苦情処理手続要領（平成18年3月31日付け国地契第150号）」に基づき貴社から提出のありました平成30年4月24日付け「苦情申立書」に対して、下記のとおり回答致します。

なお、この回答に不服がある場合には、四国地方整備局に対して、平成30年7月19日までに書面により再苦情申立てをすることができます。その場合には、総務部経理調達課にその旨を記載した書面を提出してください。

記

1. 回 答

平成30年4月20日付け「指名停止通知書」による3ヶ月の指名停止期間の短縮減免は行いません。

2. 理 由

高知港三里地区防波堤（東第一）工事（その（4））の落札決定後に配置予定技術者を配置出来ないことから、契約辞退の申し出があったことによります。

措置期間については、国土交通省において、全国的な統一の考え方により決定したものであり、また、情状酌量すべき特別な事由は認められません。

以上